

○「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚契発第271号、建設省技調発第137号）

本文 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象業務 本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が6,000万円以上のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで<u>作成され、平成24年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成26年条約第4号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）の附属書Ⅰの日本国付表5中、付表5に関する注釈注3ただし書</u>により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 手続開始の公示 (1) 地方建設局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、官報に次に掲げる事項を公示するものとする。 ① 業務名、業務内容及び履行期限 <u>② 指名競争参加資格の申請の時期及び場所</u> ③ 指名されるために必要な要件 ④ 担当部局 ⑤ 入札説明書の交付期間、場所及び方法 ⑥ 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法 ⑦ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 ⑧ 手続において使用する言語及び通貨 ⑨ 入札保証金及び契約保証金に関する事項 ⑩ 入札の無効に関する事項 ⑪ 落札者の決定方法 ⑫ 手続における交渉の有無 ⑬ 契約書作成の要否 ⑭ 関連情報を入手するための照会窓口 <u>⑮ その他地方建設局長等が必要と認める事項</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>5～12 （略）</p> <p>13 その他 (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象業務 本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が6,000万円以上のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで<u>作成された「政府調達に関する協定」</u>附属書Ⅰ日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスのサービスは本手続の対象としないものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 手続開始の公示 (1) 地方建設局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、官報に次に掲げる事項を公示するものとする。 ① 業務名、業務内容及び履行期限 ② 指名されるために必要な要件 ③ 担当部局 ④ 入札説明書の交付期間、場所及び方法 ⑤ 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法 ⑥ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 ⑦ 手続において使用する言語及び通貨 ⑧ 入札保証金及び契約保証金に関する事項 ⑨ 入札の無効に関する事項 ⑩ 落札者の決定方法 ⑪ 手続における交渉の有無 ⑫ 契約書作成の要否 ⑬ 関連情報を入手するための照会窓口 ⑭ その他地方建設局長等が必要と認める事項</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>5～12 （略）</p> <p>13 その他 (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨</p>

に限るものとし、その旨を4の~~手続開始の公示~~、6の~~指名通知及び7の入札~~
~~公示並びに入札説明書において明らかにすることとする。~~

(2)・(3) (略)

に限るものとする。

(2)・(3) (略)

(下線部分が改正部分)

○「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚契発第271号、建設省技調発第137号）

別添1 新旧対照表

新	旧
<p>(別添1)</p> <p>手続開始の標準公示例及び標準入札公示例 公募型競争入札方式に係る手続開始の公示〔入札公示〕 (建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く)) <u>次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。〔次のとおり指名競争入札に付します。〕</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 入札手続等 (1) (略)</p> <p><u>(2) 指名競争参加資格の申請の時期及び場所</u> <u>上記2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(平成〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示)別記に掲げる当該者(当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。</u> <u>〔また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課(〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。〕</u></p> <p><u>(3)~(6) (略)</u></p> <p>4 その他 (1)~(7) (略)</p> <p>〔(8) <u>上記3(4)</u>に該当する者は、現に上記2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けていない場合であっても、<u>上記3(5)</u>により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていない。〕</p> <p>5 (略)</p>	<p>(別添1)</p> <p>手続開始の標準公示例及び標準入札公示例 公募型競争入札方式に係る手続開始の公示〔入札公示〕 (建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く)) <u>次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。〔次のとおり指名競争入札に付します。〕</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 入札手続等 (1) (略)</p> <p><u>(2)~(5) (略)</u></p> <p>4 その他 (1)~(7) (略)</p> <p>〔(8) <u>上記3(3)</u>に該当する者は、現に上記2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けていない場合であっても、<u>上記3(4)</u>により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていない。〕</p> <p>5 (略)</p>

(注) 1 下線を付した部分は、手続開始の公示において記載し、入札公示において記載しない。
2 [] を付した部分は、入札公示において記載し、手続開始の公示において記載しない。

(注) 1 下線を付した部分は、手続開始の公示において記載し、入札公示において記載しない。
2 [] を付した部分は、入札公示において記載し、手続開始の公示において記載しない。

(下線部分が改正部分)

○「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚契発第271号、建設省技調発第137号）
別添2 新旧対照表

新	旧
<p>(別添2) 標準入札説明書例 入札説明書</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 指名競争参加資格の申請の時期及び場所</u></p> <p><u>4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。</u></p> <p><u>[また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課（〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇）においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。]</u></p> <p><u>7～22</u> (略)</p>	<p>(別添2) 標準入札説明書例 入札説明書</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6～21</u> (略)</p>

(下線部分が改正部分)

○「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象業務 本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が5,000万円以上6,000万円未満のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで<u>作成され、平成24年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成26年条約第4号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）の附属書Iの日本国付表5中、付表5に関する注釈注3ただし書</u>により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象業務 本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が5,000万円以上6,000万円未満のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで<u>作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書</u>により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスのサービスは本手続の対象としないものとする。</p>

（下線部分が改正部分）